会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月1日(水)午前9時30分

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (18人)

農業委員 (8名)

会長 8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川﨑 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

田口 健一

池田 保吉

中島 政秀

小栁 仲雄

内田 秀敏

栁瀬 伸博

松本 広喜

欠席委員 (推進委員1名)

久我 定幸

4. 議事日程

議案第148号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第149号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第150号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて

議案第151号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第152号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石﨑 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容					
議長	おはようございます。ただ今から第34回総会を開会いたします。					
	本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達してお					
	りますので、総会は成立しております。					
	今回の議事録署名者ですが、4番の新宮委員と5番の池田委員さんよろし					
	くお願いします。					
	それではさっそく審議に入りたいと思います。					
	本日の提出議案は、					
	議案第148号が3件、議案第149号が1件、議案第150号が2件、					
	議案第151号が1件、議案第152号が2件となっています。					
	それでは議案第148号、農地法第18条第6項の規定による解約報告に					
	ついて、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。					
	お諮りします。次の1番と協議事項第1号の非農地証明願い番号1番は、					
	同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ござい					
	ませんか。					
	(異議なし)					
	異議なしと認めます。					
議長	それでは、一括して、事務局の説明を求めます。					

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、水田農業委員及び田口推 進委員から調査報告をお願いします。

水田委員

日曜日に私と田口推進委員とで貸人のところにお邪魔して話を伺いました。ここの土地は急傾斜地で耕作がもともと困難で、となりが土場となってから進入路もなくなっており、十数年前から耕作ができていない状況です。 今回、土場の管理者より購入の希望もあり、親子間で結んでいた使用貸借を解約したいとのことです。また、同時に非農地証明願いを出されております。

田口推進 委員 今、水田委員が言われたとおりでございます。補足ございません。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第148号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は、原案どおり認められました。

続きまして、協議事項第1号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は、原案どおり認められました。

続きまして、議案第148号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、小川農業委員及び木村推 進委員から調査報告をお願いします。

小川委員

日曜日に木村さんと一緒に賃借人にお会いしてお話をしました。設定期間 の終了日が平成20年となっているが、その後どうしていたのかと聞くと、 自動更新で賃借人が耕作を続けていたとのことです。しかし、高齢となり、 一昨年耕作をしてから返すよう伝えてあり、昨年は別の方が耕作をされてい たそうで、正式に解約となったとのことです。

木村推進 委員 小川委員と共に話を聞きました。今年はまだ誰が耕作するかはきまっていないようです。

小川委員

あとで、知人から聞いたら、はっきりとは決まっていないようですが、昨 年耕作された方がされるのかなという話でした。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第148号2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、2番は原案どおり認められました。

事務局の説明の前に、小川委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(小川委員離席)

議長

それでは、議案第148号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び木村推 進委員から調査報告をお願いします。

新宮委員

借人の方にお話を聞いたところ、事情があって経営を縮小したいとのことでした。自分の畑のミカンの木もだいぶ切ったとのことです。貸し出されるときも現地確認に行ったところでありますが、借人がもう作れないとの事で解約の申し出となりました。貸人については、農業を自分でできないので、どなたか買っていただける方がいたらいいがという事でした。

木村推進

新宮委員が言われたとおりで、特にありません。

委員

議長調査報告が終わりました。

それでは議案第148号3番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

したがって、3番は原案どおり認められました。

(小川委員着席)

議長 続いて議案第149号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、

別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。そ

れでは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局 (議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員及び栁瀬推進

委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員 栁瀬推進委員と確認してきました。一番面積の広いところは改植をされて

いて適切に管理がされていました。

柳瀬推進 今、

委員

今、委員が言われたとおりで、私からは特にありません。

議長 調査報告が終わりました。

それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は許可相当と認められました。

続きまして、議案第150号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願いについて、別紙関係人より証明願いを受理したので、協議並びに意見を求めます。

それでは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請面積が200㎡未満になるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された小栁推進委員から調査報告をお願いします。

小栁推進 委員 秀島農業委員と一緒に申請人の案内で確認に行ってきました。今まであった農作業小屋がボロボロになったので、新しく作りたいとのことでした。現地に行ったところ、3分の1くらいにバラスが敷いてあったので、これは事前着工になりますよと注意をしました。本人は前の小屋があったのでそのまま建てていいと思っていたそうです。始末書を書いてきちんと許可をもらうよう言いました。

議長

それでは、私の方から調査報告を致します。申請人には前回〇〇さんの水田を買ってもらいました。また、福岡の会社へ勤務しておられましたが、帰ってきて農業をしたいということで畑も意欲的に耕作しておられます。しかし、いつから建っていたか分からない小屋が小さいうえにボロボロになっていたので、自分で建てなおそうと、今回の土地にバラスを入れられたみたいです。それを見て、事前着工になりますよとお話をし、許可が下りなければ元に戻していただくようになりますと注意をして、申請を出していただくこととなりました。これで、調査報告を終わります。

事務局

排水に関しても、L字側溝など頑丈に入れてあって、近隣の土地に土砂が流 出しないようきちんと考えられているようです。工事については、発見した 時点で中断してもらって、今回の申請にいたっております。

議長

それでは、調査報告が終わりました。1番について、ご異議ご意見ございませんか。

水田委員

4条証明とは小屋が200m²未満ということか。

事務局

使用する面積が200㎡未満で、200㎡を超えたら県の許可となります。

榊原委員

始末書は出さなければいけないのですか。

事務局

着工してあったので、出してもらっています。

議長

それでは、ほかにご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番については許可相当と認められました。

続きまして、議案第150号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請面積が200㎡未満になるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。

補足しますが、以前から即時撤去できる農業用倉庫兼販売所があったのですが、自動販売機の設置を確認したときに、許可をもらっていただくようお話をしました。しかし、名義人が申請人の母になったままで、相続ができていなかったので、名義変更の手続きをしたうえで、始末書を書いてもらい今回の申請となっております。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された池田農業委員及び池田(保) 推進委員から調査報告をお願いします

池田委員

本来、もっと早く気づいて自分が指導を行うべきだったなと反省しております。実務的には申請人の娘さんがしておられ、指導に基づき手続きを行っているという事でした。調査については、今回、時間の都合がつかず、池田 (保)推進委員にお願いしておりますので、そちらから報告があると思います。

池田(保)推進委員

事務局からほとんど説明はしてもらいましたが、建ててある小さい看板も 地主さん等に挨拶にいくよう指導をしております。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案150号2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、2番は、許可相当と認められました。

続いて、議案第151号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された小川農業委員及び木村推進 委員から調査報告をお願いします。

小川委員

日曜日に木村推進委員と一緒に譲受人に会いました。事情を聞いたら、 自宅前の今回の農地は狭い田んぼで、今まで千菜畑としてネギやさやえんど うなどを作っておられたそうです。そこまで入る道路も狭く、自宅も車が3 台駐車されていたが、方向変換等難しい状態でした。もともと、自宅も親戚 である譲渡人の名義だったとのことですが、自宅は先に名義変更が済んでい るとのことです。 木村推進 委員 現地を見ましたが、駐車場になったら、方向変換など便利になるだろうな と思いました。

議長

調査報告が終わりました。

それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。

続いて、議案第152号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借 権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、 審議並びに意見を求めます。

お諮りします。次の1番及び2番については、借り手が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

それでは、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員及び田口推進 委員から調査報告をお願いします

水田委員

今回、再設定という事でしたので、申請者への確認と現地の確認を行いました。まず、田口推進委員さんと一緒に2番の貸し手のお家に伺ってお話をしました。前から作っていただいていて、間違いありませんとのことでした。その足で、借り手のお宅にも伺いましたが留守でしたので、現地を確認しておりましたら、借り手のお父さんにお話を伺うことができました。ここの基盤整備ができてから、うちでずっと作っていたので、貸し手も作る気がないとのことで、以前は5年だったけど、今回10年で契約しましたとのことで

した。

田口推進

補足説明ございません。

委員

議長 調査報告が終わりました。

それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

したがって、1番は原案どおり認められました。続きまして、2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

したがって、2番は、原案どおり認められました。

以上で、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第34

回総会を閉会いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうござ

いました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和2年 4月 1日

会 長 秀島克博

議事録署名者 新宮義晃

議事録署名者 池田 恵